

財 第 1 8 1 5 号
平成 2 0 年 7 月 3 1 日

各 部 長
会 計 管 理 者
水 道 企 業 管 理 者
教 育 長
警 察 本 部 長
各 行 政 委 員 (会) ・ 議 会 事 務 局 長

様

総 務 部 長

平成 2 0 年度本格予算の執行について (通知)

本府は、本年 2 月に「財政非常事態宣言」を行い、暫定予算を編成した。その後、「収入の範囲内で予算を組む」という原則を平成 2 0 年度から徹底するため、すべての事務事業、出資法人、公の施設及び人件費をゼロベースで総点検・見直し、財政再建プログラム (案) を取りまとめ、「政策創造」、「府庁改革」とあわせた『大阪維新』プログラム (案) として 6 月 5 日に公表し、これに基づき平成 2 0 年度本格予算を編成したところである。

今後、『大阪維新』プログラム (案) の取組を着実に進めるなど、将来にわたって自律的で安定的な行財政運営を実現すべく、全庁をあげて取り組む必要がある。

その一方で、平成 2 0 年度本格予算における府税収入は、平成 1 9 年度当初予算と比べ 7 0 9 億円の減、中でも法人二税は約 1 0 %、5 8 6 億円の大幅な減を見込まざるを得ず、また、景気の先行きも不透明であることから、今後の財政運営は引き続き予断を許さない状況である。

このような状況を踏まえ、平成 2 0 年度本格予算の執行にあたっては、下記の事項に十分留意の上、適正な予算の執行計画を策定し、収入の確保と経費の効率的・効果的な執行に一層の努力をされたい。

記

1 全般に関する事項

- (1) 予算の執行にあたっては、法律、条例その他関係法令を遵守し、公金が府民全体の貴重な財産であることを深く認識するよう徹底を図ること。また、予算の目的及び趣旨を十分に踏まえ、計画性及び効率性の保持に留意し、経費の節減に努めること。
- (2) 引き続き厳しい財政的制約のもと、『大阪維新』プログラム（案）の「財政再建の考え方」を踏まえ、今後とも、すべての施策・事務事業について、不断の点検精査を行うこと。
- (2) 地方分権推進の視点を踏まえ、府政の構造改革に必要な各種の制度改正を国に強く働きかけること。
また、府の財政負担につながる国の制度改正については早期に情報収集し、合理性のないものについては他府県等と連携して反対すること。
- (3) 府費負担額の変更を伴う国庫支出金の申請を行う場合には、事前に財政課と協議すること。
また、府費負担額の増加を必要とする場合には、原則として、単独事業からの振替によって対応すること。
- (4) 資金面でも、年間を通じて厳しい状況が予想されるため、事務・事業費の支出にあたっては、収入状況等を十分に考慮し、支出時期の調整を行うとともに、収入及び支出予定額の算定にあたっては、可能な限り正確な把握に努めること。

2 歳入に関する事項

- (1) 府税については、課税客体の早期かつ完全な捕捉に努めるとともに、納期内の自主納税の促進及び滞納整理を強力に推進し、賦課徴収の適正及び収入の向上に努めること。
- (2) 国庫支出金については、交付額の見通しを的確に把握するとともに、事業計画の策定、交付申請手続等を速やかに行い、収入の早期確保に努めること。
また、交付率、交付対象等制度の改善を積極的に要望し、交付額の増加について格別の努力を行うこと。
- (3) 府債については、国の同意方針、起債の条件等を的確に把握するとともに、個々の事業についての確保の見通しを早期に得よう努力すること。
- (4) 府有財産については、「府有財産の有効活用に向けて（案）」を踏まえ、施設の移転・集約、余裕スペースの庁内活用や民間等への使用許可など活用の方向の具体化を着実に進めるとともに、利用する計画のない府有財産については、積極的に売却を推進すること。
- (5) 使用料・手数料については、府民生活への影響を十分に配慮しつつ、適正な受益者負担を求める観点から点検を進めるとともに、的確な収入確保に努めること。
- (6) 団体や府民等に対する貸付金等の債権管理については、平成19年3月に策定した債権管理適正化指針に基づき、債権管理を徹底し、滞納の未然防止や徴収の強化に取り組むとともに、必要に応じて貸付要件の見直しや収納方法の工夫などに努めること。

- (7) その他、出資法人からの歳入確保、府が有する資源を広告媒体として活用した財源確保など、歳入確保について、さらなる努力を行うこと。

3 歳出に関する事項

- (1) 公共事業等の建設事業費については、国の措置状況を見極めながら、府域における経済情勢、事業の緊急度を十分に勘案して、適切な執行を図ること。
- (2) 補助金、負担金等については、経費負担のあり方、支出の目的及び効果、交付先の財政状況等について、十分検討・把握を行い、適切な執行に努めること。
- (3) 給与関係経費については、事務の改善、職員の適正配置等により、執務能率の向上を図るとともに、時間外勤務命令の上限規制（1人あたり年間360時間）を踏まえ、事務の時間内処理に努めるなど、その抑制に一層努力すること。
- (4) 事務費等の管理的経費については、引き続き節減に努めるとともに、厳正な執行を図ること。

カラーコピー原則禁止の徹底や光熱水費の節減など、小さな無駄も見逃さず、あらゆる経費について必要性を精査し、より効率的な行政運営の確保に努めること。

- (5) 事務・事業費の支出については、その内容・時期を精査し、府民から見て疑念の生じることのないよう、適切に支出すること。
- (6) 事業周知に係るチラシ・パンフレット類はホームページでの提供で代用し、基本的にはこれに類する印刷物の作成は行わないこととし、作成する必要がある場合でも必要最小限とすること。

4 特別会計に関する事項

特別会計の予算の執行にあたっては、一般会計に準じ、事務事業の必要性、緊急性及び効率性等を十分に勘案し、適切な執行に努めること。

特に、公営企業会計にあつては、経営全般にわたり、一層の効率化、合理化を推進するなど徹底した内部努力を行い、健全経営の確立を図ること。

なお、経営健全化計画を策定している会計については、その達成に努め、経営が悪化している会計については、早期に経営改善のために必要な措置をとること。